

宇土市



こども



まんなか

計画

【概要版】

令和7年3月

宇土市

編集・発行 宇土市

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51

TEL:0964-22-1111(代表) FAX:0964-22-0110

# 1 計画概要

## ● 計画策定の趣旨

本市では「第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎え、第3期計画を策定するにあたり、こども基本法・こども大綱の趣旨を踏まえつつ、本市のこども施策をわかりやすく体系化するとともに、より一層充実させることを目的に、「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村子ども・若者計画」「市町村における子ども貧困対策計画」を一体的にした「市町村こども計画」として「宇土市こどもどまんなか計画」を策定しました。

## ● 計画の期間

計画期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

### 【計画の期間】

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
宇土市こどもどまんなか計画					
					次期計画

## ● 計画の対象

本計画は、「こども」、「若者」、「子育て当事者」を対象とします。

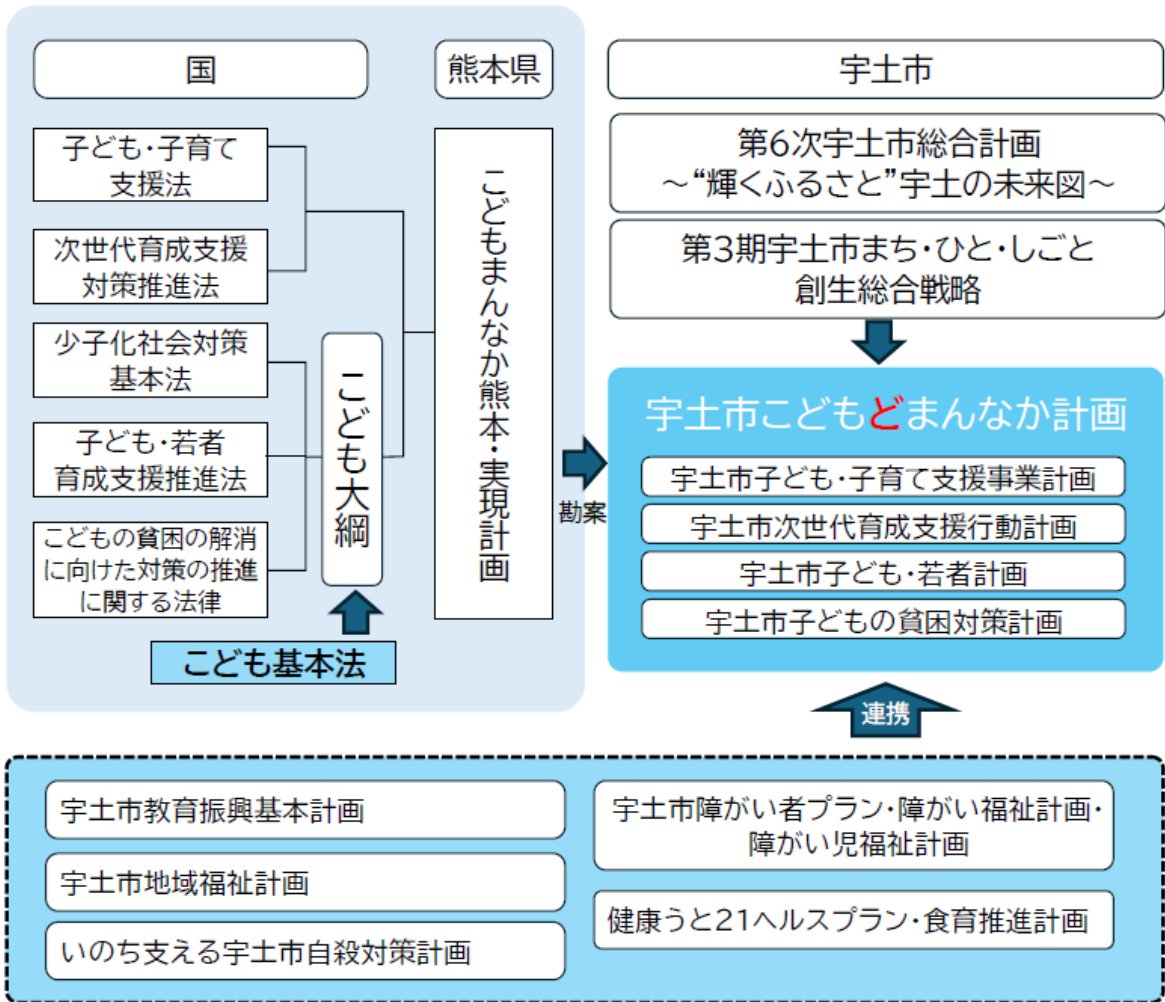
「こども」とは、「こども基本法」に定義されている心身の発達の過程にある者をいい、「若者」については、30歳代までとします。

「こども施策」に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢等にかかわらず、切れ目なく行われるように取り組みます。

## ● 計画の位置付け

本計画は、「第6次宇土市総合計画」や令和6年度策定予定の「第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略」という上位計画を踏まえるほか、「宇土市地域福祉計画」や「宇土市第4期障がい者プラン」、「宇土市第7期障がい福祉計画」、「宇土市第3期障がい児福祉計画」、「第4次健康うと21ヘルスプラン・食育推進計画」等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

【計画の位置づけ】



## 2 計画の基本理念と基本目標

### ● 計画の基本方針

本市では、第2期子ども・子育て支援事業計画において、「宇土っ子のゆたかな心と 元気な体を育む」を基本理念に掲げ、各種施策を進めてきました。

今後はこどもと若者の視点を取り入れ、こどもや若者の声を聴き、行政と地域が一体となって、こども・若者施策を実施していく必要があります。

このような認識のもと、本市では、未来を担うこどもや若者たちがいきいきと自分らしく健やかに成長でき、夢や希望を持ってきらきらと輝き続けることができるまちを目指すため、本計画の基本理念を次のとおりとします。

### 基本理念

## 宇土市で咲かせる、こども・若者の夢と希望

### ● 計画の基本目標

#### 1 こどもや若者がきらきらと輝き、希望をもって暮らすことができるまち

社会や地域等がこどもや若者、子育て当事者を中心にとらえて、応援する「こどもまんなか社会」を実現します。そのため、こどもや若者を権利の主体とし、こどもや若者の意見を聴き、人権を尊重するとともに、すべてのこどもや若者が輝く未来に希望をもって暮らしていくことができるまちを目指します。

#### 2 こどもや若者の誰もが安心・安全に住むことができるまち

宇土市に住むこどもや若者全員が安心・安全に生活できるまちを目指します。

#### 3 こどもの誕生前から青年期のライフステージに寄り添った支援を受けることができるまち

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期、学童期、思春期、青年期、それぞれで生活習慣や必要な支援は異なります。ライフステージに応じた支援が行えるように支援体制を充実させるとともに、居場所づくり等のニーズに合った場所を提供する等しっかりと寄り添うことができるまちを目指します。

#### 4 誰もがいきいきと安心して子育てができるまち

子育て当事者が安心していきいきとこどもを育てることができる環境づくりや支援が充実したまちを目指します。

基本  
理念

宇土市で咲かせる、こども・若者の夢と希望

## 基本目標

## 施策の方向

## 基本目標 1

こどもや若者がきらきらと  
輝き、希望をもって暮らす  
ことができるまち

- 1 こどもや若者が権利の主体である  
ことの啓発
- 2 様々な遊びや体験、活躍できる  
機会づくり
- 3 こどもや若者への切れ目のない  
保健・医療の提供

## 基本目標 2

こどもや若者の誰もが安  
心・安全に住むことができ  
るまち

- 1 こどもの貧困対策
- 2 障がい児や医療的ケア児等への  
支援
- 3 児童虐待防止対策や社会的養護  
等の推進
- 4 こどもや若者の自殺対策及び犯罪  
などからこどもや若者を守る取組

## 基本目標 3

こどもの誕生前から青年期  
のライフステージに寄り  
添った支援を受けることが  
できるまち

- 1 親とこどもが健やかに育つ支援  
(こどもの誕生前から幼児期まで)
- 2 こどもが心身ともに健康に育つた  
ための支援(学童期・思春期)
- 3 若者の自己実現と社会参加への  
支援(青年期)

## 基本目標 4

誰もがいきいきと安心して  
子育てができるまち

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3 共働き・共育ての推進等の促進・拡大
- 4 ひとり親家庭への支援

# 4 計画の重点取組

## 重点目標1

こどもたちの意見や考えを尊重し、自分らしく将来に希望が持てるまちづくりを行います！

こどもの「意見」や「考え」を第一に考え、取組を推進し、こどもたちが自分らしく、大切に育てられていることを実感し、将来に希望を持って成長できる社会の実現を目指します。そのためにも、本市では「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、市民一人ひとりが、こどもの声を聴き、周りの大人たちが連携し、こどもにとって一番良いことを優先し、こどもや子育て世帯を見守る地域づくり「こどもとまんなか！社会」を目指します。

また、こどもの社会参画やこどもの権利の周知のための広報活動等を行います。

### 関連する事業

- こども未来都市シンポジウムの実施
- こどもの人権の啓発
- こどもまんなか応援サポーターの推進
- こどもの参画の推進
- こども・若者の意見の反映

目標数値		現状値 令和6年度	目標値 令和11年度	データ
成果指標	こどもの権利の認知度	27.2%	50.0%	就学前の保護者用アンケート
		26.9%	50.0%	小学生の保護者用アンケート
	自分には自分らしさというものがある	84.0%	90.0%	小5・中2アンケート
	今の自分が好き	69.9%	80.0%	小5・中2アンケート
	将来について明るい希望を持っている	79.0%	85.0%	小5・中2アンケート
	あなたは今、幸せか	84.5%	90.0%	こども・若者アンケート
活動指標	こどもの権利に関する啓発活動回数	1回	3回以上	宇土市生涯活動推進課・子育て支援課資料
	宇土市こどもまんなか応援サポーター宣言に賛同しサポーター宣言した団体数	26団体 (R7.2.4現在)	50団体以上	宇土市子育て支援課資料

## 重点目標2

# こどもや若者が安心して過ごせる居場所づくりを行います！

アンケート調査では「こどもの視点に立った居場所」の満足度が低く、また、うとん目安箱では「こどもが遊べる場所がない」という意見が多くあがっています。こどもの健やかな成長のため、安全・安心して遊べる場所や居場所となる施設を整備します。

### 【旧遊技場】



旧遊技場の施設を活用し、図書館機能を併せ持った多目的市民交流施設の整備や教育支援センターの機能を持ち、こどもや若者が安心して過ごせる「第三の居場所」となるサードプレイスの整備、こどもや子育て当事者が安全・安心して利用しやすい公園の再整備等に着手します。

### 関連する事業

- 子どもサードプレイスの設置
- つつじヶ丘農村公園の再整備
- 宇土走潟地区かわまちづくり事業
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- 多目的市民交流施設の整備
- 放課後子供教室推進事業

目標数値		現状値 令和6年度	目標値 令和11年度	データ
成果指標	こどもの視点に立った居場所の充実	31.2%	50.0%	就学前の保護者用アンケート
		22.9%	50.0%	小学生の保護者用アンケート
	若者の視点に立った居場所の充実	—	50.0%	こども・若者アンケート
活動指標	こども・若者の居場所となる施設等の整備か所数	—	令和11年度までに 4か所以上 整備	—
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の待機児童数	0人	0人	宇土市子育て支援課資料

### 重点目標3

## 誰にとってもわかりやすい情報の発信と周知を強化します！

こども・若者に関する様々な取組を実施していても住民に届いていなければ意味がありません。そのため、本市のこども・若者に関する取組を必要としている方にわかりやすく届くような取組を行います。

以下の情報を発信し、こども・若者・子育て当事者が必要な情報をキャッチできるようにします。

- ・妊娠する前から様々な悩みや相談事に対して相談体制や必要な情報
- ・乳幼児健診の推進や予防接種
- ・ひとり親家庭への支援 等

目標数値		現状値 令和6年度	目標値 令和11年度	データ
成果指標	子育てに関する情報提供	40.5%	50.0%	就学前の保護者用アンケート
		36.1%	50.0%	小学生の保護者用アンケート
	ヤングテレホンの認知度	21.0%	40.0%	小5・中2アンケート
		65.7%	80.0%	小5・中2の保護者アンケート
活動指標	子育てに関する情報等を網羅したホームページの作成	—	作成	—

### 重点目標4

## 教育・保育施設の充実に取り組みます！

令和6年度当初は、保育所の待機児童数は0人となりましたが、年度途中では引き続き待機児童が発生している状況です。今後も、潜在的に待機児童が発生する状況が予想されるため、ニーズに合わせた受け皿の整備を行います。

目標数値		現状値 令和6年度	目標値 令和11年度	データ
成果指標	保育所の待機児童数(4月1日現在)	0人	0人	宇土市子育て支援課資料
	保育施設の充実	15園	17園	宇土市子育て支援課資料
活動指標	医療的ケア児受入可能保育施設の充実	0園	2園	宇土市子育て支援課資料



# 5 宇土市の取組の紹介

## ● 宇土市公式LINE

宇土市公式LINEは、子育て、学校連絡、ごみのリマインダー機能、防災など、利用者が必要としている情報を選び受信することができます。さらに、乳幼児健診の予約変更やお子様の健康・心理相談の窓口予約など市役所の開庁時間に関わらず24時間受け付けています。



## ● 宇土市母子手帳アプリ「さぽUTO」

宇土市母子手帳アプリ「さぽUTO」は、妊娠・出産・育児・予防接種に関する記録や様々な子育て情報が収集できる電子母子手帳アプリです。

令和5年5月から母子手帳アプリを通じて各種申請書・届出書・アンケートの提出ができる「質問票サービス」と子育て関連事業などの予約ができる「オンライン予約サービス」機能が追加になりました。

※このアプリは、電子ならではの便利な機能を使って紙の母子健康手帳を補完するものです。



## ● 子ども・地域食堂

みんなの居場所「子ども・地域食堂」は、“みんなの居場所となるように・・・”という想いを込めて運営されており、生活に困っている人だけが通う場ではなく、地域の人が集い、つながる場所としての重要な役割を担っています。



# 6 第3期子ども・子育て支援事業計画

## ● 教育・保育施設の充実

認定区分	事業の概要
1号認定	満3歳から5歳までの「保育の必要な事由」に該当しない子どもに対し、幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)による教育を行います。
2号認定	I(幼稚園の希望が強いと推定される者)は、保育の必要性の認定を受けた満3歳から5歳までの子どもに対し、幼稚園、認定こども園(保育園部分)、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行います。
	II(2号認定のうちI以外)は、保育の必要性の認定を受けた満3歳から5歳までの子どもに対し、認定こども園(保育園部分)、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行います。
3号認定	保育の必要性の認定を受けた満0歳から2歳までの子どもに対し、認定こども園(保育園部分)、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

### 【計画終了年度 令和11年度の量の見込みと確保方策】

(単位:人)		1号認定	2号認定 I	2号認定 II	3号認定 0歳	3号認定 1歳	3号認定 2歳
量の見込み		73	63	686	66	199	202
確保方策	①	152	63	696	109	177	213
	②	0	0	0	17	27	30
	③	0	0	2	0	0	0
過不足		79	0	12	60	5	41

①教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)※確認を受けない幼稚園を含む。

②特定地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)、企業主導型

③市外の教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)

## ● 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 【計画終了年度 令和11年度の量の見込み】

事業名	事業の概要	量の見込み	確保方策
利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。</li> </ul>	こども家庭センター型 1か所	こども家庭センター型 1か所
地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</li> </ul>	8,296人日	8,296人日
妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦の健康の保持増進とともに胎児の成育状況を確認するため、妊娠期間中に医学的検査や保健指導を行う事業です。</li> </ul>	236人	236人
乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</li> </ul>	236人	236人
養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</li> </ul>	10人	10人
子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)【就学児分】	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の保護者を会員として、児童(小学校1年生から3年生まで)の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人とが手助けを行い合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。</li> </ul>	2人日	2人日
一時預かり事業等 ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園の在園児を対象として、保護者の勤務や事情により、標準教育時間の前後や長期休業期間中に幼稚園において教育活動を行う事業です。</li> </ul>	6,607人日	6,607人日
一時預かり事業等 ② 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業【未就学児分】)、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時預かり事業とは、未就学児を対象に保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所等の施設において、預かりを行う事業です。</li> <li>子育て援助活動支援事業は、子育て中の保護者を会員として、乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人とが手助けを行い合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。</li> <li>子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において夜間や休日及び一定期間養育・保護を行う事業です。</li> </ul>	212人日	212人日
延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間を超える場合に保育所等で引き続き保育を行う事業です。</li> </ul>	522人	522人
病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>病児や病後児について、病院・保育所等に設置された専用スペース等において、保育士及び看護師が一時的に保育等を行う事業です。</li> </ul>	128人日	128人日
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。令和6年度現在、市内14か所で実施しています。</li> </ul>	611人	673人

【計画終了年度 令和11年度の量の見込みと確保方策】

事業名	事業の概要	量の見込み	確保方策
放課後児童健全育成事業(放課後子供教室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の就労に関わらず、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、地域に住む指導者の下、スポーツ・文化などの体験活動を行い、地域でこどもを見守り、心身ともに健やかな成長を促進する事業です。</li> </ul>	19人日	19人日
子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。</li> </ul>	30人日	30人日
子育て世帯訪問支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。</li> </ul>	35人	35人
児童育成支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。</li> </ul>	13人日	13人日
妊婦等包括相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。</li> </ul>	681人日	681人日
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所その他の内閣府令で定める施設において、0歳6か月から満3歳未満のこども(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く)に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該こども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。利用にあたっては、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できます。</li> </ul>	11人/日	11人/日
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産後、「自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて心配」「授乳がうまくいかない」「赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない」「お産と育児の疲れから体調がよくない」など、産後ケアが必要な母子を対象に心身のケアや育児のサポート等を実施します。</li> </ul>	254人日	254人日
親子関係形成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。</li> </ul>	必要に応じて検討	必要に応じて検討
実費徴収に係る補足給付を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得であるため生計が困難である世帯にいるこどもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等(実費徴収額)を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、こどもの健やかな成長を支援する事業です。</li> </ul>	無	無
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。</li> </ul>	ニーズに応じて検討	ニーズに応じて検討